

むつ市高齢者補聴器購入費助成事業について

むつ市健康福祉部 福祉政策課 高齢者福祉G 0175-22-1111（内線2567）

事業概要

加齢により聴力低下のある65歳以上の方に、社会参加や地域交流の促進のため補聴器購入にかかる経費の一部を助成しています。

対象者

◎以下の全ての要件に該当する方が対象

- ① むつ市に1年以上住所を有する65歳以上の方
- ② 両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満の方
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ④ 補聴器相談医または聴覚障害の身体障害者手帳診断書の作成医師から補聴器の装用が必要であると診断された方
- ⑤ 市税に滞納がない方
- ⑥ 過去5年以内に本制度による助成を受けたことがない方
- ⑦ 補聴器購入後のアンケートに協力いただける方

助成を受けるために、「むつ市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書」の証明欄に、補聴器相談医・身体障害者手帳診断書の作成医師から補聴器の装用が必要である旨の署名等や、認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する販売事業者からの購入をお願いしております。

「診察、検査の実施及び本事業の該当者が持参したむつ市高齢者補聴器購入費助成申請書の証明欄への署名」や「補聴器の購入に係る見積書の発行」について御協力をお願いいたします。

助成経費について

補聴器本体の購入経費に対して

補聴器購入費用の1/2の額または上限額のうち少ない金額（千円未満の額は切捨て）

◎上限額 30,000円 として助成いたします。

※ 助成金交付決定前に購入された補聴器は助成対象外となります。

※ 申請にあたって必要になる選定療養費・診察料・文書料等や、購入後のメンテナンス等の費用は助成の対象外です。

裏面の購入までの流れをご覧ください

補聴器購入までの流れ

申請書の入手

福祉政策課の窓口、各庁舎窓口、市のホームページから申請書を入手します。



耳鼻科を受診

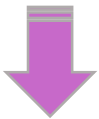
必要事項を記入した申請書を持参し耳鼻科を受診します。申請書に補聴器相談医または聴覚障害の身体障害者手帳診断書の作成医師より、補聴器の装用が必要であることの記載をしてもらいます。

※選定療養費・診察代や文書料等は自己負担となります。



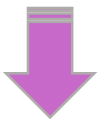
見積書の作成

補聴器の装用が必要であることの記載をもらった申請書を持参し、認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する販売店で見積書を作成してもらいます。



申請と決定

申請書（ある場合は医師意見書等）、見積書を福祉政策課へ提出し、助成対象となる場合は、決定通知書と助成券兼委任状が届きます。



購入・助成

届いた決定通知書と助成券兼委任状を持参し、見積書を作成してもらった販売店で補聴器を購入します。購入金額は見積書の額から交付額を差し引いた額とし、助成金の請求・受領について委任を受けた販売店へ助成金を支払います。（代理受領）

補聴器相談医での検査等について

患者様が来院されたら

- ・患者様は、「**むつ市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書**」を持参して来院されます。補聴器購入費助成での受診であるにもかかわらず、申請書を持参されていない場合は、福祉政策課にて入手するようご案内ください。
- ・保険診療にて診察をお願いします。

聴力検査の実施

- ・対象者の要件をご確認のうえ、聴力検査を実施してください。

補聴器装用の可否判断

- ・検査の結果、両耳の聴力レベルが30 dB以上70 dB未満の方で、補聴器の装用が必要である場合は、医師意見書または申請書の証明欄の記入をお願いします。
- ・検査の結果、身体障害者手帳の交付対象となる方には、障がい福祉課へ相談するようご案内ください。

医師意見書または申請書への記入にかかる文書料について

- ・医師意見書または申請書への記入に係る文書料については、医療機関から患者様へご請求ください。
- ・受診料や検査料、文書料等は自己負担となり、助成の対象ではありません。
- ・記入いただいた医師意見書または申請書は、患者様へお渡しください。
- ・診察及び検査の結果、助成対象とならない場合（補聴器が不要な場合など）は、患者様へ口頭で検査結果をお伝えいただき、医師意見書の作成や申請書への記入（文書料の請求）はしないようにお願いします。

認定補聴器専門店または 認定補聴器技能者が在籍する補聴器の販売店での購入について

①補聴器の選択、見積について

- ・購入希望者は、補聴器相談医または身体障害者手帳診断書の作成医師による証明を記入した申請書を持参して来店されます。
- ・申請書の必要事項が記入されていることを確認しましたら、購入希望者へ詳細な見積書の作成をお願いいたします。

②補聴器の購入について

- ・むつ市では、助成対象として決定通知書が発行されている対象者が、認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する補聴器の販売店で補聴器を購入した場合を助成対象としています。対象者が購入のために来店された際は、**必ず決定通知書と助成券兼委任状の有無をご確認いただきますようお願いいたします。**
- ・決定通知書がわからない方がいらっしゃいましたら、福祉政策課高齢者福祉グループへ確認するようご案内ください。
- ・むつ市における購入費用の助成は、受領委任払いとなりますので、**対象者は持参した決定通知書記載の交付額を差し引いた額をお支払いいただくこととなっております。**
- ・補聴器購入後の調整、故障による修理費用等については自己負担となっております。

③請求について

- ・特に請求書の様式に定めはありません。
- ・請求書に助成券兼委任状を添えて、補聴器の販売から30日以内に御請求いただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】

むつ市役所 福祉政策課 高齢者福祉グループ TEL0175-22-1111
(内線2567)